

非訟事件手続に関する要綱案（案）

第1 総則

1 通則

(注) 第1の規律は、特別の定めのない限り、非訟事件の手続に適用されることを前提としている。

(1) 総則

ア 裁判所及び当事者の責務

裁判所は、非訟事件の手続が公正かつ迅速に行われるように努め、当事者は、信義に従い誠実に非訟事件の手続を進行しなければならないものとする。

イ 最高裁判所規則

この法律に定めるもののほか、非訟事件の手続に関し必要な事項は、最高裁判所規則で定めるものとする。

(2) 管轄

ア 管轄が住所地により定まる場合の管轄裁判所

① 非訟事件の管轄が人の住所地により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは、その非訟事件は、その居所地を管轄する裁判所の管轄に属し、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときはその最後の住所地を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。

② 非訟事件の管轄が法人その他の社団又は財団（外国の社団又は財団を除く。）の住所地により定まる場合において、日本国内に住所がないとき又は住所が知れないときは、その非訟事件は、代表者その他の主たる業務担当者の住所地を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。

③ 非訟事件の管轄が外国の社団又は財団の住所地により定まる場合は、その非訟事件は、日本における主たる事務所又は営業所の所在地を管轄する裁判所の管轄に属し、日本国内に事務所又は営業所がないときは日本における代表者その他の主たる業務担当者の住所地

を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。

イ 優先管轄

二以上の裁判所が管轄権を有するときは、非訟事件は、先に申立てを受け、又は職権で手続を開始した裁判所が管轄する。ただし、その裁判所は、審理及び裁判の遅滞を避けるため必要があると認めるときその他相当と認めるときは、申立てにより又は職権で、非訟事件の全部又は一部を他の管轄裁判所に移送することができるものとする。

ウ 管轄裁判所の指定

- ① 管轄裁判所が法律上又は事実上裁判権を行うことができないときは、その裁判所の直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。
- ② 裁判所の管轄区域が明確でないため管轄裁判所が定まらないときは、関係のある裁判所に共通する直近上級の裁判所は、申立てにより又は職権で、管轄裁判所を定めるものとする。
- ③ ①及び②の規律による管轄裁判所を定める裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
- ④ ①又は②の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

エ 管轄裁判所の特例

非訟事件の管轄が定まらないときは、その非訟事件は、裁判を求める事項に係る財産の所在地又は最高裁判所規則で定める地を管轄する裁判所の管轄に属するものとする。

オ 管轄の標準時

裁判所の管轄は、非訟事件の申立てがあった時又は裁判所が職権で非訟事件の手続を開始した時を標準として定めるものとする。

カ 移送

- ① 民事訴訟法第16条（第2項ただし書を除く。）、第18条、第21条及び第22条と同様の規律を置くものとする。
- ② 非訟事件の移送の裁判に対する即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

(3) 裁判所職員の除斥及び忌避

ア 裁判官の除斥

裁判官は、次に掲げる場合には、その職務の執行から除斥されるものとする。ただし、viに掲げる場合にあっては、他の裁判所の囑託により受託裁判官としてその職務を行うことを妨げないものとする。

- i 裁判官又はその配偶者若しくは配偶者であった者が、事件の当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者（終局決定（申立てを却下する裁判を除く。）がされた場合において、その裁判を受ける者をいう。以下同じ。）であるとき、又は事件についてこれらの者と共同権利者、共同義務者若しくは償還義務者の関係にあるとき。
- ii 裁判官が当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者の四親等内の血族、三親等内の姻族若しくは同居の親族であるとき、又はあつたとき。
- iii 裁判官が当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者の後見人、後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人又は補助監督人であるとき。
- iv 裁判官が事件について証人若しくは鑑定人となったとき、又は審問を受けることとなったとき。
- v 裁判官が事件について当事者又はその他の裁判を受ける者となるべき者の代理人又は補佐人であるとき、又はあつたとき。
- vi 裁判官が事件について仲裁判断に関与し、又は不服を申し立てられた前審の裁判に関与したとき。

イ 裁判官の忌避

- ① 裁判官について裁判の公正を妨げる事情があるときは、当事者は、その裁判官を忌避することができるものとする。
- ② 当事者は、裁判官の面前において陳述をしたときは、その裁判官を忌避することができない。ただし、忌避の原因があることを知らなかったとき、又は忌避の原因がその後に生じたときは、この限りでないものとする。

ウ 除斥又は忌避の裁判及び手続の停止

- ① 合議体の構成員である裁判官及び地方裁判所の一人の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判官の所属する裁判所が、簡易裁判所の裁判官の除斥又は忌避についてはその裁判所の所在地を管轄する地方裁判所が、裁判をするものとする。
- ② 地方裁判所における①の裁判は、合議体とするものとする。
- ③ 裁判官は、その除斥又は忌避についての裁判に関与することができないものとする。
- ④ 除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その申立てについての裁判が確定するまで非訟事件の手続を停止しなければならないものとする。ただし、急速を要する行為については、この限りでないものとする。

とする。

- ⑤ 忌避の申立てについて次に掲げる事由により却下する場合には、③の規律は適用しないものとする。
 - i 非訟事件の手続を遅延させる目的のみでされたことが明らかなきとき。
 - ii イ②に違反するとき。
 - iii 最高裁判所規則で定める手続に違反するとき。
- ⑥ ⑤の場合には、①及び②の規律にかかわらず、忌避された受命裁判官、受託裁判官、地方裁判所の一人の裁判官又は簡易裁判所の裁判官は、忌避の申立てを却下することができるものとする。
- ⑦ ⑤の規律により忌避の申立てを却下した場合には、④の規律にかかわらず、非訟事件の手続は停止しないものとする。
- ⑧ 除斥又は忌避を理由があるとする裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。
- ⑨ 忌避の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

エ 裁判所書記官への準用

- ① アからウまでの規律は、裁判所書記官について準用するものとする。
- ② 裁判所書記官の除斥又は忌避についての裁判は、裁判所書記官の所属する裁判所がするものとする。
- ③ ウ⑤の場合には、②の規律にかかわらず、受命裁判官若しくは受託裁判官（受命裁判官又は受託裁判官の手続に立ち会っている裁判所書記官が忌避の申立てを受けたときに限る。）又は事件を取り扱う地方裁判所の一人の裁判官若しくは簡易裁判所の裁判官が、忌避の申立てを却下することができるものとする。この場合には、非訟事件の手続は停止しないものとする。

(4) 当事者能力及び手続行為能力

ア 当事者能力及び手続行為能力

- ① 当事者能力、非訟事件の手続における手続上の行為（以下「手続行為」という。）をすることができる能力（以下「手続行為能力」という。）、手続行為能力を有しない者の法定代理及び手続行為をするのに必要な授権については、民事訴訟法第28条、第29条、第31条、第33条と同様の規律を置くものとする。
- ② 被保佐人、被補助人（手続行為をすることにつきその補助人の同

意を得ることを要するものに限る。③において同じ。)又は後見人その他の法定代理人が他の者がした非訟事件の申立て又は抗告について手続行為をするには、保佐人若しくは保佐監督人、補助人若しくは補助監督人又は後見監督人の同意その他の授権を要しないものとする。職権により手続が開始された場合も、同様とするものとする。

- ③ 被保佐人、被補助人又は後見人その他の法定代理人が次に掲げる手続行為をするには、特別の授権がなければならないものとする。
 - i 非訟事件の申立ての取下げ又は和解
 - ii 終局決定に対する抗告若しくは異議又は抗告許可の申立ての取下げ

イ 特別代理人

- ① 裁判長は、未成年者又は成年被後見人について法定代理人がない場合又は法定代理人が代理権を行うことができない場合において、遅滞のため損害を生ずるおそれがあるときは、利害関係人の申立てにより又は職権で、特別代理人を選任することができるものとする。
- ② 特別代理人の選任の裁判は、疎明に基づいてするものとする。
- ③ 裁判所は、いつでも特別代理人を改任することができるものとする。
- ④ 特別代理人が手続行為をするには、後見人と同一の授権がなければならないものとする。
- ⑤ ①の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 法定代理権の消滅の通知

法定代理権の消滅は、本人又は代理人から裁判所に通知しなければ、その効力を生じないものとする。

エ 手続行為能力を欠く場合の措置等

民事訴訟法第34条(第3項を除く。)と同様の規律を置くものとする。

オ 法人の代表者等への準用

法人の代表者及び法人でない社団又は財団で当事者能力を有するものの代表者又は管理人については、法定代理及び法定代理人に関する第1の規律を準用するものとする。

(5) 参加

ア 当事者参加

- ① 当事者となる資格を有する者は、当事者として非訟事件の手続に

参加することができるものとする。

- ② ①の規律による参加の申出は、参加の趣旨及び理由を記載した書面でなければならないものとする。
- ③ 裁判所は、①の規律による参加の申出があった場合において、その申出が不適法であるとき又はその申出に理由がないときは、これを却下しなければならないものとする。
- ④ ③の参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 利害関係参加

- ① 裁判を受ける者となるべき者は、非訟事件の手續に参加することができるものとする。
- ② 裁判を受ける者となるべき者以外の者であつて、裁判の結果について〔重大な利害関係を有するもの〕又は当事者となる資格を有するものは、裁判所の許可を得て、非訟事件の手續に参加することができるものとする。
- ③ ①の規律による参加の申出及び②の規律による許可の申立てについては、ア③と同様の規律を置くものとする。
- ④ 裁判所は、①の規律による参加の申出又は②の規律による許可の申立てがあつた場合において、その申出若しくは申立てが不適法であるとき又はその申出若しくは申立てに理由がないときは、これを却下しなければならないものとする。
- ⑤ ④により①の規律による参加の申出を却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑥ ①又は②の規律により非訟事件の手續に参加した者（以下「利害関係参加人」という。）は、当事者が当事者としてすることができる手続行為（非訟事件の申立ての取下げ及び変更並びに裁判及び裁判所書記官の処分に対する不服申立ての取下げを除く。）をすることができるものとする。ただし、裁判及び裁判所書記官の処分に対する不服申立てについては、利害関係参加人が不服申立てに関する規律により不服を申し立てることができる場合に限るものとする。

(6) 手続代理人及び補佐人

ア 手続代理人の資格

- ① 法令により裁判上の行為をすることができる代理人のほか、弁護士でなければ手続代理人となることができないものとする。ただし、第一審裁判所においては、その許可を得て、弁護士でない者を手続

代理人とすることができるものとする。

② ①の許可は、いつでも取り消すことができる。

イ 手続代理人の代理権の範囲等

① 手続代理人は、委任を受けた事件について、参加、強制執行及び保全処分に関する行為をし、かつ、弁済を受領することができるものとする。

② 手続代理人は、次に掲げる事項については、特別の委任を受けなければならないものとする。

i 非訟事件の申立ての取下げ又は和解

ii 終局決定に対する抗告若しくは異議、抗告許可の申立て又はこれらの取下げ

iii 代理人の選任

③ 手続代理人の代理権は、制限することができないものとする。ただし、弁護士でない手続代理人については、この限りでないものとする。

④ ①から③までの規律は、法令により裁判上の行為をすることができる代理人の権限を妨げないものとする。

ウ 手続代理人に関する法定代理の規律の準用等

手続代理人については、(4)ウ並びに民事訴訟法第34条(第3項を除く。)及び第56条から第58条(第3項を除く。)までと同様の規律を置くものとする。

エ 補佐人

非訟事件の手続における補佐人については、民事訴訟法第60条と同様の規律を置くものとする。

(7) 手続費用

ア 手続費用の負担

(ア) 手続費用の負担

① 非訟事件の手続の費用(以下「手続費用」という。)は、この法律又は他の法令に特別の定めがある場合を除き、各自が負担するものとする。

② 裁判所は、事情により、この法律又は他の法令の特別の定めによれば当事者、利害関係参加人その他の関係人がそれぞれ負担すべき手続費用の全部又は一部を、その負担すべき者以外の当事者、利害関係参加人〔その他の関係人〕に負担させることができるものとする。

③ ①及び②又は他の法令の規定によれば法務大臣又は検察官が負担すべき手続費用は、国庫の負担とするものとする。

(イ) 手続費用の立替え

事実の調査，証拠調べ，呼出し，告知その他の必要な行為に要する費用は、国庫において立て替えることができるものとする。

(ウ) 手続費用の負担及び手続費用額の確定手続等

① 手続費用の負担について民事訴訟法第67条，第68条及び第71条から第74条までと同様の規律を置くものとする。

② ①による民事訴訟法第71条第7項と同様の異議の申立てについての決定に対する即時抗告は，執行停止の効力を有するものとする。

(注) 手続費用の強制執行について，民事執行法に規律を置くなどの所要の手当をするものとする。

イ 手続上の救助

① 非訟事件の手続の準備及び追行に必要な費用を支払う資力がない者又はその支払により生活に著しい支障を生ずる者に対しては，裁判所は，申立てにより，手続上の救助の裁判をすることができるものとする。ただし，非訟事件の申立てが不当な目的でされたことその他救助の対象となる手続行為が誠実にされたものでないことが明らかとなるときは，この限りでないものとする。

② 手続上の救助の裁判は，審級ごとにするものとする。

③ 手続上の救助については，民事訴訟法第83条（第1項第3号を除く。）から第86条までと同様の規律を置くものとする。

(8) 非訟事件の審理等

ア 手続の非公開

非訟事件の手続は，公開しないものとする。ただし，裁判所は，相当と認める者の傍聴を許すことができるものとする。

イ 調書の作成等

① 裁判所書記官は，非訟事件の手続の期日について，調書を作成しなければならないものとする。ただし，証拠調べの期日以外の期日については，裁判長においてその必要がないと認めるときは，その経過の要領を記録上明らかにすることをもって，これに代えることができるものとする。

② 裁判所書記官は，事実の調査については，その要旨を記録上明らかにしておかなければならないものとする。

ウ 記録の閲覧等

- ① 当事者又は利害関係を疎明した第三者は、裁判所の許可を得て、裁判所書記官に対し、非訟事件の記録の閲覧若しくは謄写、その正本、謄本若しくは抄本の交付又は非訟事件に関する事項の証明書の交付（非訟事件の記録中の録音テープ又はビデオテープ（これらに準ずる方法により一定の事項を記録した物を含む。）にあっては、その複製）を請求することができるものとする。
- ② 裁判所は、当事者から①の規律による許可の申立てがあつた場合においては、当事者又は第三者に著しい損害を及ぼすおそれがあると認めるときを除き、これを許可しなければならないものとする。
- ③ 裁判所は、利害関係を疎明した第三者から①の規律による許可の申立てがあつた場合においては、相当と認めるときは、これを許可することができるものとする。
- ④ 裁判書の正本、謄本若しくは抄本又は非訟事件に関する事項の証明書については、当事者は、①の規律にかかわらず、裁判所の許可を得ずに、裁判所書記官に対し、その交付を請求することができるものとする。裁判を受ける者が当該裁判があつた後に請求する場合も、同様とするものとする。
- ⑤ 非訟事件の記録の閲覧、謄写及び複製の請求は、非訟事件の記録の保存又は裁判所の執務に支障があるときは、することができないものとする。
- ⑥ ②の申立てを却下した裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑦ ⑥の規律による即時抗告が非訟事件の手続を不当に遅延させることを目的としてされたものであると認められるときは、原裁判所は、その即時抗告を却下しなければならないものとする。
- ⑧ ⑦の規律による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

エ 非訟事件の手続における専門委員

- ① 裁判所は、的確かつ円滑な審理の実現のため必要があると認めるときは、当事者の意見を聴いて、専門的な知見に基づく意見を聴くために専門委員を非訟事件の手続に関与させることができるものとする。この場合において、専門委員の意見は、裁判長が書面により又は当事者が立ち会うことができる非訟事件の手続の期日において口頭で述べさせなければならないものとする。

- ② 裁判所は、当事者の意見を聴いて、①の規律による専門委員を関与させる裁判を取り消すことができるものとする。
- ③ 裁判所は、必要があると認めるときは、専門委員を非訟事件の手続の期日に立ち合わせることができるものとする。この場合において、裁判長は、専門委員が当事者、証人、鑑定人その他期日に出頭した者に対し直接に問いを發することを許すことができるものとする。
- ④ 裁判所は、専門委員が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が専門委員との間で音声の送受信により同時に通話をすることができる方法によって、専門委員を非訟事件の手続の期日に立ち合わせることができるものとする。
- ⑤ (3)ア、イ、ウの①、⑤、⑥、⑧及び⑨の規律は、専門委員の除斥及び忌避について準用するものとする。
- ⑥ 専門委員について除斥又は忌避の申立てがあつたときは、その専門委員は、その申立てについての裁判が確定するまでその申立てがあつた事件の手続に關与することができないものとする。ただし、(3)ウ⑤の事由により忌避の申立てを却下したときは、この限りでないものとする。
- ⑦ 受命裁判官又は受託裁判官が①の手続を行う場合には、①から④まで及び⑧の規律による裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行うものとする。ただし、証拠調べをする場合には、専門委員を手続に關与させる裁判、その裁判の取消し及び専門委員の指定は、非訟事件が係属している裁判所がするものとする。
- ⑧ 専門委員の指定及び任免等については、民事訴訟法第92条の5と同様の規律を置くものとする。

オ 期日及び期間

- ① 非訟事件の手続の期日は、職権で、裁判長が指定するものとする。
- ② ①の期日は、やむを得ない場合に限り、日曜日その他の一般の休日に指定することができるものとする。
- ③ ①の期日の変更は、顕著な事由がある場合に限り、することができるものとする。
- ④ 民事訴訟法第94条から第97条までと同様の規律を置くものとする。

カ 手続の併合等

- ① 裁判所は、非訟事件の手続を併合し、又は分離することができるものとする。
- ② 裁判所は、①の規律による裁判を取り消すことができるものとする。
- ③ 裁判所は、当事者を異にする非訟事件について手続の併合を命じた場合において、その前に尋問をした証人について、尋問の機会がなかった当事者が尋問の申出をしたときは、その尋問をしなければならないものとする。

キ 法令により手続を続行すべき者による受継

- ① 当事者が死亡、資格の喪失その他の事由によって非訟事件の手続を続行することができない場合には、法令により手続を続行する資格のある者が、その手続を受け継がなければならない。
- ② ①の場合には、裁判所は、他の当事者の申立てにより又は職権で、法令により手続を続行する資格のある者に非訟事件の手続を受け継がせることができるものとする。
- ③ 裁判所は、①の規律による受継の申立て又は②の申立てがあった場合において、その申立てが不適法であるとき又はその申立てに理由がないときは、これを却下しなければならないものとする。
- ④ ④により①の規律による受継の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

ク 他の申立権者による受継

- ① 非訟事件の申立人が死亡、資格の喪失その他の事由によってその手続を続行することができない場合において、法令により手続を続行する資格のある者がいないときは、当該非訟事件の申立てをすることができる者は、その手続を受け継ぐことができるものとする。
- ② ①の規律による受継の申立ては、①の事由が生じた日から一月以内にななければならないものとする。
- ③ 裁判所は、①の規律による受継の申立てがあった場合において、その申立てが不適法であるとき又はその申立てに理由がないときは、これを却下しなければならないものとする。

ケ 送達及び手続の中止

送達及び非訟事件の手続の中止については、民事訴訟法第98条から第113条まで及び第130条から第132条まで（同条第1項を除くものとする。）と同様の規律を置くものとする。

コ 裁判所書記官の処分に対する異議

- ① 裁判所書記官の処分に対する異議の申立てについては、その裁判所書記官の所属する裁判所が裁判をするものとする。
- ② ①の申立てを却下する裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

サ 検察官の関与

- ① 検察官は、非訟事件について意見を述べ、その手続の期日に立ち会うことができるものとする。
- ② 裁判所は、検察官に対し、非訟事件が係属したこと及びその手続の期日を通知するものとするものとする。

(9) 検察官に対する通知

裁判所その他の官庁、検察官又は吏員は、その職務上検察官の申立てにより非訟事件の裁判をすべき場合が生じたことを知ったときは、管轄裁判所に対応する検察庁の検察官にその旨を通知しなければならないものとする。

(10) 電子処理組織による申立て等

- ① 非訟事件の手続における申立てその他の申述（②において「申立て等」という。）については、民事訴訟法第132条の10第1項から第5項まで（支払督促に関する部分を除く。）と同様の規律を置くものとする。
- ② 電子処理組織による申立て等に係る事件の記録の閲覧若しくは謄写又はその正本、謄本若しくは抄本の交付は、出力した書面（民事訴訟法第132条の10第5項参照）をもってするものとする。当該申立て等に係る書類の送達又は送付も、同様とするものとする。

2 第一審裁判所における非訟事件の手続

(1) 非訟事件の申立て

ア 申立ての方式等

- ① 非訟事件の申立ては、申立書（以下「非訟事件の申立書」という。）を裁判所に提出してしなければならないものとする。
- ② 非訟事件の申立書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
 - i 当事者及び法定代理人
 - ii 申立ての趣旨及び原因
- ③ 申立人は、裁判を求める事項が数個ある場合において、これらの事項に係る非訟事件の手続が同種であるときは、これらの事項が同一の事実上及び法律上の原因に基づくときに限り、同一の申立てに

より裁判を求めることができるものとする。

- ④ 非訟事件の申立書に②に規律する事項が記載されていない場合には、裁判長は、相当の期間を定め、その期間内に不備を補正すべきことを命じなければならないものとする。民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い非訟事件の申立ての手数料を納付しない場合も、同様とするものとする。
- ⑤ ④の場合において、申立人が不備を補正しないときは、裁判長は、命令で、非訟事件の申立書を却下しなければならないものとする。
- ⑥ ⑤の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

イ 申立ての変更

- ① 申立人は、申立ての基礎に変更がない限り、申立ての趣旨又は原因を変更することができるものとする。
- ② 申立ての趣旨又は原因の変更は、期日である場合を除き、書面で行わなければならないものとする。
- ③ 裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更が不適法であると認めるときは、申立てにより又は職権で、その変更を許さない旨の裁判をしなければならないものとする。
- ④ 裁判所は、申立ての趣旨又は原因の変更により著しく非訟事件の手続を遅延させることとなるときは、その変更を許さない旨の裁判をすることができるものとする。

(2) 非訟事件の手続の期日

ア 裁判長の手続指揮権

- ① 非訟事件の手続の期日においては、裁判長が手続を指揮するものとする。
- ② 裁判長は、発言を許し、又はその命令に従わない者の発言を禁止することができるものとする。
- ③ 当事者が非訟事件の手続の期日における裁判長の指揮に関する命令に対し異議を述べたときは、裁判所は、その異議について裁判をするものとする。

イ 受命裁判官による手続

- ① 裁判所は、受命裁判官に非訟事件の手続の期日における手続を行わせることができるものとする。ただし、事実の調査及び証拠調べについては、(3)エ及びオまでの規律により受命裁判官が事実の調査又は証拠調べをすることができる場合に限るものとする。
- ② ①の場合においては、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が

行うものとする。

ウ 音声の送受信による通話の方法による手続

- ① 裁判所は、当事者が遠隔の地に居住しているときその他相当と認めるときは、当事者の意見を聴いて、最高裁判所規則で定めるところにより、裁判所及び当事者双方が音声の送受信により同時に通話を行うことができる方法によって、非訟事件の手続の期日における手続（証拠調べを除く。）を行うことができるものとする。
- ② 非訟事件の手続の期日に出頭しないで①の手続に関与した者は、その期日に出頭したものとみなすものとする。

エ 非訟事件の手続における措置

非訟事件の手続の期日における通訳人の立会い等については民事訴訟法第154条と同様の規律を、手続関係を明瞭にするために必要な陳述をすることができない当事者、利害関係参加人、代理人及び補佐人に対する措置については同法第155条と同様の規律を置くものとする。

(3) 事実の調査及び証拠調べ

ア 職権による事実の調査等

- ① 裁判所は、職権で事実の調査をし、かつ、申立てにより又は職権で、必要と認める証拠調べをしなければならないものとする。
- ② 当事者は、適切かつ迅速な審理及び裁判の実現のため、事実の調査及び証拠調べに協力するものとするものとする。

イ 疎明

疎明は、即時に取り調べることができる資料によってしなければならないものとする。

ウ 事実の調査の通知

裁判所は、事実の調査をした場合において、その結果が当事者による非訟事件の手続の追行に重要な変更を生じ得るものと認めるときは、これを当事者及び利害関係参加人に通知しなければならないものとする。

エ 事実の調査の嘱託等

- ① 裁判所は、他の地方裁判所又は簡易裁判所に事実の調査を嘱託することができるものとする。
- ② ①に規律する嘱託により職務を行う受託裁判官は、他の地方裁判所又は簡易裁判所において事実の調査をすることを相当と認めるときは、更に事実の調査の嘱託をすることができるものとする。
- ③ 裁判所は、相当と認めるときは、受命裁判官に事実の調査をさせ

ることができるものとする。

- ④ ①から③までの規律により受命裁判官又は受託裁判官が事実の調査をする場合には、裁判所及び裁判長の職務は、その裁判官が行うものとする。

オ 証拠調べ

- ① 非訟事件の証拠調べについては、民事訴訟法第2編第4章第1節から第6節までの規定（同法第179条、第182条、第187条から第189条まで、第207条第2項、第208条、第224条（同法第229条第2項及び第232条第1項において準用する場合を含む。）及び第229条第4項を除く。）と同様の規律を置くものとする。
- ② 当事者が民事訴訟法第223条第1項（同法第232条第1項において準用する場合を含む。）の規定による命令に従わないときは、裁判所は、20万円以下の過料に処するものとする。当事者が他の当事者の使用を妨げる目的で命令の対象となった文書又は検証の目的を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたときも、同様とするものとする。
- ③ 当事者が次の各号のいずれかに該当するときは、裁判所は、10万円以下の過料に処するものとする。
- i 民事訴訟法第229条第2項において準用する同法第223条第1項の規定による命令に従わないとき又は他の当事者の使用を妨げる目的で命令の対象となった文書その他の物件を滅失させ、その他これを使用することができないようにしたとき。
 - ii 正当な理由なく民事訴訟法第229条第3項の規定による命令に従わないとき又は書体を変えて筆記したとき。
- ④ ②及び③の規律による裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑤ 裁判所は、当事者本人を尋問する場合には、その当事者に対し、期日に出頭することを命ずることができるものとする。
- ⑥ ⑤の規律により出頭を命じられた当事者が正当な理由なく出頭しない場合については民事訴訟法第192条から第194条までと同様の規律を、出頭した当事者が正当な理由なく宣誓又は陳述を拒んだ場合については同法第209条第1項及び第2項と同様の規律を置くものとする。
- ⑦ 民事訴訟法の規定による即時抗告及び④の即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。

(4) 裁判

ア 裁判の方式

裁判所は、非訟事件の手續においては、決定で、裁判をするものとする。

イ 終局決定

① 裁判所は、非訟事件が裁判をするのに熟したときは、終局決定をするものとする。

② 裁判所は、非訟事件の一部が裁判をするのに熟したときは、その一部について終局決定をすることができるものとする。手續の併合を命じた数個の非訟事件中その一が裁判をするのに熟した場合も同様とする。

ウ 終局決定の告知及び発効

① 終局決定は、当事者及び利害関係参加人並びにこれらの者以外の裁判を受ける者に対し、相当と認める方法で告知しなければならないものとする。

② 終局決定（申立てを却下する決定を除く。）は、裁判を受ける者に告知することによってその効力を生ずるものとする。

③ 申立てを却下する終局決定は、申立人に告知することによってその効力を生ずるものとする。

エ 終局決定の方式及び裁判書

① 終局決定は、裁判書を作成してしなければならないものとする。ただし、即時抗告をすることができない決定については、申立書又は調書に主文を記載することをもって、裁判書の作成に代えることができるものとする。

② 終局決定の裁判書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。

i 主文

ii 理由の要旨

iii 当事者及び法定代理人

iv 裁判所

オ 更正決定

① 終局決定に計算違い、誤記その他これらに類する明白な誤りがあるときは、裁判所は、申立てにより又は職権で、いつでも更正決定をすることができるものとする。

② 更正決定は、裁判書を作成してしなければならないものとする。

- ③ 更正後の終局決定が原決定であるとした場合に即時抗告をすることができる者は、更正決定に対し、即時抗告をすることができるものとする。
- ④ ①の申立てが不適法であるとして却下した決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑤ 終局決定に対し適法な即時抗告があったときは、③及び④の即時抗告は、することができないものとする。

カ 終局決定に関するその他の手続

民事訴訟法第247条、第256条第1項及び第258条（第2項後段を除く。）と同様の規律を置くものとする。

キ 終局決定の取消し又は変更

- ① 裁判所は、終局決定をした後、その決定を不当と認めるときは、次に掲げる決定を除き、職権で、これを取り消し、又は変更することができるものとする。
 - i 申立てによってのみ裁判をすべき場合において申立てを却下した決定
 - ii 即時抗告をすることができる決定
- ② 終局決定の効力が生じた日から5年を経過したときは、裁判所は、①の取消し又は変更をすることができない。ただし、事情の変更によりその終局決定が不当であると認めるに至ったとき〔又はその終局決定を維持することが著しく不当であると認めるとき〕は、この限りでないものとする。
- ③ 裁判所は、①の規律により終局決定の取消し又は変更をする場合には、その終局決定の当事者及びその決定を受けた者の陳述を聴かなければならないものとする。
- ④ ①の規律による取消し後又は変更後の終局決定が原決定であるとした場合に即時抗告をすることができる者は、その取消し又は変更の決定に対し、即時抗告をすることができるものとする。

ク 中間決定

- ① 裁判所は、終局決定の前提となる法律関係の争いその他中間の争いについて、裁判をするのに熟したときは、中間決定をすることができるものとする。
- ② 中間決定は、裁判書を作成してしなければならないものとする。

ケ 終局決定以外の裁判

- ① 終局決定以外の非訟事件の裁判については、特別の定めがある場

合を除き、イからキまで（エ①及びキ③を除く。）の規律を準用するものとする。

② 非訟事件の手續の指揮に関する裁判は、いつでも取り消すことができるものとする。

③ 終局決定以外の裁判は、判事補が単独ですることができるものとする。ただし、中間決定及び非訟事件の申立書を却下する命令は、この限りでないものとする。

(5) 裁判によらない非訟事件の終了

ア 非訟事件の申立ての取下げ

① 非訟事件の申立人は、終局決定が確定するまで、申立ての全部又は一部を取り下げることができるものとする。この場合において、終局決定があった後は、裁判所の許可を得なければならないものとする。

② 申立ての取下げについては、民事訴訟法第261条第3項及び第262条第1項と同様の規律を置くものとする。

イ 和解

① 非訟事件における和解については、民事訴訟法第89条、第264条及び第265条と同様の規律を置くものとする。

② 和解を調書に記載したときは、その記載は、確定した終局決定と同一の効力を有するものとする。

3 不服申立て

(1) 終局決定に対する不服申立て

ア 即時抗告

(ア) 即時抗告をすることができる裁判

① 終局決定により権利又は法律上保護される利益を害された者は、その決定に対し、即時抗告をすることができるものとする。

② 申立てを却下した終局決定に対しては、申立人に限り、即時抗告をすることができるものとする。

③ 手続費用の負担の裁判に対しては、独立して即時抗告をすることができないものとする。

(イ) 即時抗告期間

① 終局決定に対する即時抗告は、2週間の不変期間内にしなければならないものとする。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げないものとする。

② ①の期間は、即時抗告をする者が、裁判の告知を受ける者であ

る場合にあっては裁判の告知を受けた日から、裁判の告知を受ける者でない場合にあっては申立人が告知を受けた日（申立人が数人あるときは、申立人が告知を受けた日のうち最も遅い日）から、それぞれ起算するものとする。

(ウ) 即時抗告の提起の方法等

- ① 即時抗告は、抗告状を原裁判所に提出してしなければならないものとする。
- ② 抗告状には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
 - i 当事者及び法定代理人
 - ii 原決定の表示及びその決定に対して即時抗告をする旨
- ③ 即時抗告が不適法でその不備を補正することができないことが明らかであるときは、原裁判所は、これを却下しなければならないものとする。
- ④ ③の規律による決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。
- ⑤ ④の即時抗告は、裁判の告知を受けた日から1週間の不変期間内にしなければならないものとする。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げないものとする。
- ⑥ 2(1)ア④から⑥までの規律は、抗告状が②の規律に違反する場合及び民事訴訟費用等に関する法律の規定に従い即時抗告の提起の手数料を納付しない場合について準用するものとする。

(エ) 即時抗告があったことの通知

- ① 抗告裁判所は、終局決定に対する即時抗告が不適法であるとき、又は〔理由がないとして速やかに即時抗告を棄却することができるとき〕〔理由がないことが明らかなとき〕を除き、原決定における当事者及び利害関係参加人に対し、抗告状の写しを送付しなければならないものとする。
- ② 裁判長は、①による抗告状の写しの送付の費用の予納を相当の期間を定めて抗告人に命じた場合において、その予納がないときは、命令で、抗告状を却下しなければならないものとする。
- ③ ②の命令に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

(オ) 陳述聴取

抗告裁判所は、原決定における当事者及びその他の裁判を受ける者の陳述を聴かなければ、その終局決定を取り消すことができない

ものとする。

(カ) 原裁判所による更正

原裁判所は、終局決定に対する即時抗告を理由があると認めるときは、原決定を更正しなければならないものとする。

(キ) 原裁判の執行停止

- ① 終局決定に対する即時抗告は、特別の定めがある場合を除き、執行停止の効力を有しないものとする。ただし、抗告裁判所又は原裁判所は、申立てにより、担保を立てさせて、又は立てさせないで、即時抗告について裁判があるまで、原裁判の執行の停止その他必要な処分を命ずることができるものとする。
- ② ①の規律により担保を立てる場合において、供託をするには、担保を立てるべきことを命じた裁判所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄区域内の供託所にしなければならないものとする。
- ③ ②の担保については、民事訴訟法第76条、第77条、第79条及び第80条と同様の規律を置くものとする。

(ク) 第一審の手続の規律の準用等

- ① 終局決定に対する即時抗告及びこれに関する抗告審の手続については、特別の定めがある場合を除き、第一審の手続に関する規律（2(4)エ①のただし書及びキの規律を除く。）を準用するものとする。
- ② 民事訴訟法第283条、第284条、第292条、第298条第1項、第299条第1項、第302条、第303条第1項から第4項まで及び第305条から第309条までと同様の規律を置くものとする。

(ケ) 再抗告

- ① 抗告裁判所の終局決定に対しては、(ア)の規律にかかわらず、次に掲げる事由を理由とするときに限り、更に即時抗告をすることができるものとする。ただし、vに掲げる事由については、1(4)エ及び(6)ウにおける民事訴訟法第34条第2項と同様の規律による追認があったときは、この限りでないものとする。
 - i 終局決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があること。
 - ii 法律に従って裁判所を構成しなかったこと。
 - iii 法律により終局決定に関与することができない裁判官が終局決定に関与したこと。
 - iv 専属管轄に関する規定に違反したこと。

- v 法定代理権，手続代理人の代理権又は代理人が手続行為をするのに必要な授權を欠いたこと。
 - vi 終局決定に理由の要旨を付せず，又は理由の要旨に食違があること。
 - vii 終局決定に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があること。
- ② ①の即時抗告（③及びウ（ア）①において「再抗告」という。）が係属する抗告裁判所は，抗告状又は抗告理由書に記載された再抗告の理由についてのみ調査をするものとする。
- ③ 再抗告及びこれに関する抗告審の手続については，民事訴訟法第314条第2項，第315条，第316条，第321条第1項，第322条，第324条，第325条（第1項後段，第2項及び第3項前段を除く。）及び第326条と同様の規律を置くものとする。

イ 特別抗告

（ア）特別抗告をすることができる裁判等

- ① 地方裁判所及び簡易裁判所の終局決定で不服を申し立てることができないもの並びに高等裁判所の終局決定に対しては，その決定に憲法の解釈の誤りがあることその他憲法の違反があることを理由とするときに，最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。
- ② ①の抗告（②及び（イ）において「特別抗告」という。）が係属する抗告裁判所は，抗告状又は抗告理由書に記載された特別抗告の理由についてのみ調査をするものとする。

（イ）即時抗告の規律の準用等

- ① 特別抗告及びこれに関する抗告審の手続については，特別の定めがある場合を除き，ア（（ア），（イ），（カ）及び（ケ）を除く。）の規律を準用するものとする。
- ② 特別抗告及びこれに関する抗告審の手続については，民事訴訟法第314条第2項，第315条，第316条，第321条第1項，第322条，第325条（第1項後段及び第3項前段を除く。），第326条及び第336条第2項と同様の規律を置くものとする。

ウ 許可抗告

（ア）許可抗告をすることができる裁判等

- ① 高等裁判所の終局決定（再抗告及び②の申立てについての決定を除く。）に対しては，イ（ア）①の規律による場合のほか，そ

の高等裁判所が②の規律により許可したときに限り、最高裁判所に特に抗告をすることができるものとする。ただし、その決定が地方裁判所の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものであるときに限るものとする。

- ② ①の高等裁判所は、①の終局決定について、最高裁判所の判例（これがない場合にあつては、大審院又は上告裁判所若しくは抗告裁判所である高等裁判所の判例）と相反する判断がある場合その他の法令の解釈に関する重要な事項を含むと認められる場合には、申立てにより、抗告を許可しなければならないものとする。
- ③ ②の申立てにおいては、イ（ア）①の事由を理由とすることはできないものとする。
- ④ ②の規律による許可があつた場合には、①の抗告（②及び（イ）①において「許可抗告」という。）があつたものとみなすものとする。
- ⑤ 許可抗告が係属する抗告裁判所は、抗告状又は抗告理由書に記載の抗告の理由についてのみ調査をするものとする。
- ⑥ 最高裁判所は、終局決定に影響を及ぼすことが明らかな法令の違反があるときは、原決定を破棄することができるものとする。

（イ）即時抗告の規律の準用等

- ① 許可抗告及びこれに関する手続については、特別の定めがある場合を除き、アの規律（（ア）、（イ）、（カ）及び（ケ）の規律を除く。）を準用するものとする。
- ② （ア）②の申立てについては民事訴訟法第314条第2項、第315条及び336条第2項と同様の規律を、（ア）②の許可をする場合については同法第318条第3項と同様の規律を、（ア）②の許可があつた場合については同法第318条第4項後段、第321条第1項、第322条、第325条（第1項後段及び第3項前段を除く。）及び第326条と同様の規律を置くものとする。

（2）終局決定以外の裁判に対する不服申立て

ア 不服申立ての対象

終局決定以外の裁判に対しては、特別の定めがある場合に限り、即時抗告をすることができるものとする。

イ 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対する異議

- ① 受命裁判官又は受託裁判官の裁判に対して不服がある当事者は、非訟事件が係属している裁判所に異議の申立てをすることができる

ものとする。ただし、その裁判が非訟事件が係属している裁判所（最高裁判所又は高等裁判所に非訟事件が係属している場合にあっては地方裁判所）の裁判であるとした場合に即時抗告をすることができるものに限るものとする。

- ② ①の異議の申立てについての裁判に対しては、即時抗告をすることができるものとする。

ウ 即時抗告期間

終局決定以外の裁判に対する即時抗告は、裁判の告知を受けた日から1週間の不定期間内にしなければならないものとする。ただし、その期間前に提起した即時抗告の効力を妨げないものとする。

エ 終局決定に対する不服申立ての規律の準用

(1) (ア (ア), (イ), (エ) 及び (オ) を除く。) の規律は、終局決定以外の裁判に対する不服申立てについて準用するものとする。

4 再審

(1) 確定した終局決定に対する再審

- ① 確定した終局決定に対しては、再審の申立てをすることができるものとする。
- ② ①の再審については、民事訴訟法第4編（同法第349条を除く。）と同様の規律を置くものとする。
- ③ ②による再審開始の決定に対する即時抗告は、執行停止の効力を有するものとする。
- ④ ②により再審開始の決定が確定した場合に裁判所が判決を正当として再審の申立てを棄却する決定に対しては、即時抗告をすることができるものとする。ただし、終局決定に対し、即時抗告をすることができる者に限るものとする。

(2) 執行停止の裁判

- ① 裁判所は、(1)①の再審の申立てがあった場合において、不服の理由として主張した事情が法律上理由があるとみえ、事実上の点につき疎明があり、かつ、執行により償うことができない損害が生ずるおそれがあることにつき疎明があったときは、申立てにより、担保を立てさせて、若しくは立てさせないで強制執行の一時の停止を命じ、又は担保を立てさせて既にした執行処分を取消しを命ずることができるものとする。
- ② ①の規律による申立てについての裁判に対しては、不服を申し立てることができないものとする。

- ③ 3ア(キ)の規律は、①の規律により担保を立てる場合における供託及び担保について準用するものとする。
- (3) 終局決定以外の裁判に対する再審
 - ① 終局決定以外の裁判で確定したものに対しては、再審の申立てをすることができるものとする。
 - ② (1)②から④まで及び(2)の規律は、①の申立てについて準用するものとする。

第2 民事非訟事件

1 裁判上の代位に関する事件

(1) 裁判上の代位の許可の申立て

債権者は、自己の債権の期限前に債務者の権利を行使しなければ、その債権を保全することができないとき、又はその債権を保全するのに困難を生ずるおそれがあるときは、裁判上の代位の許可を申し立てることができるものとする。

(2) 管轄裁判所

①の申立てに係る事件は、債務者の普通裁判籍（民事訴訟法第4条第2項から第6項までに定める普通裁判籍をいうものとする。以下同じものとする。）の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に属するものとする。

(3) 申立書の記載事項

- ① (1)の裁判上の代位の許可の申立書には、第1の2(1)②のほか、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
 - i 債務者及び第三債務者の氏名及び住所
 - ii 申立人が保全しようとする権利及び申立人が裁判上の代位により行使しようとする権利の表示
- ② 第1の2(1)ア④から⑥までの規律は、①の事項について準用するものとする。

(4) 代位の許可等

- ① 裁判所は、(1)の申立てを理由があると認めるときは、担保を立てさせて、又は立てさせないで、裁判上の代位を許可することができるものとする。
- ② ①の規律による許可の終局決定は、債務者に告知しなければならないものとする。
- ③ ②の告知を受けた債務者は、その代位に係る権利の処分をすることができないものとする。
- ④ 第1の3(1)ア(キ)②及び③の規律は、①により担保を立てる場

合における供託及び担保について準用するものとする。

(5) 即時抗告

(4)①の規律による許可の終局決定に対しては、債務者に限り即時抗告をすることができるものとする。

(6) 手続費用の負担の特則

(2)の事件の手続費用については、第1の1(7)ア(ア)①にかかわらず、申立人及び債務者を当事者とみなして、民事訴訟法第61条の規定を準用するものとする。

(7) 手続の公開等

(2)の事件の手続における期日については第1の1(8)ア及びサの規律を、事件が係属したことの通知については第1の1(8)サの規律を適用しないものとする。

2 保存、供託、保管及び鑑定に関する事件

(1) 共有物分割の証書の保存者の指定

① 民法第262条第3項後段の規定による証書の保存者の指定の事件は、共有物の分割がされた地を管轄する地方裁判所の管轄に属するものとする。

② 裁判所は、①の指定の終局決定をするには、共有者（申立人を除くものとする。）の陳述を聴取しなければならないものとする。

③ 裁判所が②の終局決定をする場合における手続費用は、第1の1(7)ア(ア)①の規律にかかわらず、共有者の全員が等しい割合で負担するものとする。

(2) 動産質権の実行の許可

① 民法第354条の規定による質物をもって直ちに弁済に充てることの許可の申立てに係る事件は、債務の履行地を管轄する地方裁判所の管轄に属するものとする。

② 裁判所は、①の許可の終局決定をするには、債務者の陳述を聴取しなければならないものとする。

③ 裁判所が②の終局決定をする場合における手続費用は、第1の1(7)ア(ア)①の規律にかかわらず、債務者が負担するものとする。

(3) 供託所の指定及び供託物の保管者の選任等

① 民法第495条第2項の供託所の指定及び供託物の保管者の選任の事件は、債務の履行地を管轄する地方裁判所の管轄に属するものとする。

② 裁判所は、①の指定及び選任の裁判をするには、債権者の陳述を聴取しなければならないものとする。

- ③ 裁判所は、②の規律により選任した保管者を改任することができるものとする。この場合においては、債権者及び弁済者の陳述を聴取しなければならないものとする。
 - ④ 裁判所が②の規律による指定及び選任の終局決定又は③の規律による改任の終局決定をする場合における手続費用は、第1の(7)ア①の規律にかかわらず、債権者が負担するものとする。
 - ⑤ ②又は③により選任された保管者については、民法第658条第1項、第659条から第661条まで及び第664条と同様の規律を置くものとする。
- (4) 競売代価の供託の許可
- (3) ①、②及び④の規律は、民法第497条の裁判所の許可の事件について準用するものとする。
- (5) 買戻権の消滅に係る鑑定人の選任
- ① 民法第582条の鑑定人の選任の事件は、不動産の所在地を管轄する地方裁判所が管轄するものとする。
 - ② 裁判所が①の鑑定人の選任の終局決定をする場合における手続費用は、第1の1(7)ア(ア)①の規律にかかわらず、買主が負担するものとする。
- (6) 検察官の不関与
- 2の規律による事件の手続については、第1の1(8)サの規律を適用しないものとする。
- (7) 不服申立て
- 2の規律による指定、選任、改任又は許可の終局決定に対しては、不服を申し立てることができないものとする。